

基本財産処分承認申請について

1. 基本財産処分について

社会福祉法人が基本財産を処分する際には、**事前に**所轄庁の承認を受ける必要があります。
(ただし施設の改築にあたり、老朽民間社会福祉施設整備費の国庫補助が行われるものを除きます。こちらに該当するかは、各補助金担当課にご確認ください)。
基本財産を処分する計画がありましたら、福祉監査課までご相談ください。

2. 基本財産の処分の流れ

- (1)処分の計画
- (2)所轄庁へ事前相談
- (3)理事会、評議員会で基本財産の処分について決議
- (4)基本財産処分承認の申請 ※提出書類は下記「4. 提出書類一覧」を参照
- (5)基本財産処分承認書の受領
- (6)基本財産処分
- (7)定款変更認可申請
- (8)公開している定款の差し替え(所轄庁の定款変更認可後)

3. 「基本財産の処分」にあたること

- (1)基本財産の取り壊し
- (2)基本財産の売却、譲渡及び貸与
- (3)基本財産のその他財産等への転換
- (4)基本財産(預金等)の取崩し

4. 提出書類一覧

※申請書2部、それ以外は各1部ご提出ください。

	書類	建物の 取り壊し	不動産の 売却等	基本財産として いる預金等の 取り崩し	備考
1	基本財産処分承認申請書	○	○	○	
2	理事会及び評議員会議事録(写し)	○	○	○	
3	財産目録	○	○	○	処分前のもの
4	不動産登記簿謄本	○	○	○	
5	建物の案内図・配置図・平面図	○	○ (建物の場合)		
6	土地の公図		○ (土地の場合)		
7	不動産の価格評価書 又は 税の評価証明書		○		
8	売買価格等を証明する書類		○		売買仮契約書 (写)又は買取 確約書(写)等
9	売却金等の使途計画書		○	○	
10	残高証明書			○	
11	その他所轄庁が必要と認めた書類				

5. 提出先

新潟市福祉部 福祉監査課